

議員提出議案第14号

ヒートポンプ給湯機から生じる低周波音による健康症状の対策の拡充を求める 意見書

平成26年12月、消費者庁消費者安全調査委員会において、家庭用ヒートポンプ給湯機（以下「ヒートポンプ給湯機」という。）から生じる運転音・振動による健康症状に関する事故等原因調査報告書が取りまとめられ、個人差はあるものの、ヒートポンプ給湯機の運転音に含まれる低周波音が、不眠、頭痛、めまい、吐き気等の健康症状の発生に関与している可能性がある」と結論付けられました。また、同委員会は、住宅の設計・施工時におけるヒートポンプ給湯機の騒音防止等を目的とした据付けガイドブックの事業者への説明・普及の促進と効果の確認を事業者団体に指導するなど、低周波音による健康症状の発生リスク低減のための対策や健康症状の発生時の対応についての意見を、関係省庁に対して提出しました。

このことから、関係省庁により、報告書の意見を踏まえた対応が鋭意取り組まれているものの、ヒートポンプ給湯機に関連する相談件数は年々増加しており、設置場所に寝室が隣接する住民などは、いまだ低周波音による健康症状の発生リスクにさらされている状況にあります。また、行政の相談窓口においては、その認識不足から低周波音による健康相談の申出が断られるといったケースもあると聞き及んでいます。

ヒートポンプ給湯機は、夜間電力の有効活用と温室効果ガス排出量の削減という観点からも有用な機器として急速に普及していることから、据付けガイドブックを活用した設置を確実に促進し、低周波音による健康症状を未然に防ぐことが重要です。さらに、低周波音により身体的・精神的な苦痛を受けている方々に対する丁寧な対応とともに、低周波音の人体への影響についての早急な解明が求められています。

よって、国においては、健康症状の発生リスクの低減とともに、より根本的な防止策の検討と発症時の対応の改善を進めるため、以下の事項について適切に取り組むことを強く求めます。

- 1 関係業界団体等との連携を密にし、住宅事業者や設置事業者への据付けガイドブックの普及の徹底を図ること。
- 2 都道府県単位で専門窓口を設置し、国、都道府県及び市町村相互の連携を強化し、被害者を孤立させない体制を整えること。

3 低周波音の人体への影響について、諸外国を含めた最新の科学的知見の収集に努めるとともに、それらを駆使して一層の解明に向けた研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月22日提出

提出者	さいたま市議会議員	鶴崎敏康
	同	高野秀樹
	同	上三信彰
	同	山崎章
賛成者	さいたま市議会議員	帆足和之
	同	高柳俊哉
	同	井上伸一
	同	神田義行